

「浄化槽の清掃について」

浄化槽の清掃業務は、現在、夷隅環境衛生組合（一部の地域は組合が業者へ委託）が行っていますが、令和2年4月1日より、浄化槽清掃業務の許可制を導入し民営化することになります。

これにより、令和2年4月1日以降に浄化槽清掃作業を実施する場合は、浄化槽設置者が許可業者（夷隅環境衛生組合が許可をした業者）と直接契約をしていただき、契約をした許可業者が清掃作業を行うこととなります。また、清掃手数料につきましては、契約をした許可業者へ直接お支払いいただくこととなります。

浄化槽は、法律により年1回以上清掃を実施することが義務付けられています。浄化槽清掃を行わないと、槽内に汚泥等がたまり、悪臭の発生や放流水質の悪化により河川等を汚染する原因となります。

浄化槽点検業者の指示に従い適切に実施してください。

《許可業者》

許可業者名	住 所	電話番号
(株) 房総・総合環境センター	いすみ市大原11059	62-0220
(有)よしのクリーンサービス	夷隅郡御宿町上布施1368-1	68-6613
外房サービス(有)	いすみ市深堀1618-3	64-0600
(有) 岬サービス	いすみ市岬町中滝1546-4	80-3930
(有) 光進サービス	いすみ市行川1264	86-2407

* 料金は許可業者ごとに異なりますので、各許可業者へお尋ねください。



〒298-0111

千葉県いすみ市万木5番地

夷隅環境衛生組合 Tel 0470-86-2155